自然災害発生時における業務継続計画

法人名	株式会社パラ	種別	多機能型通所支援
代表者	木村　朱里	管理者	木村　奈美枝
所在地	横須賀市林 5-11-9	電話番号	090-2325-4488

目次

1. 総論 1
（1） 基本方針 1
（2） 推進体制 1
（3） リスクの把握 2
① ハザードマップなどの確認 2
② 被災想定 2
（4） 優先業務の選定 3
① 優先する事業 3
② 優先する業務 4
（5） 研修・訓練の実施、ＢＣＰの検証・見直し 4
① 研修・訓練の実施 4
② ＢＣＰの検証・見直し 5
2. 平常時の対応 5
（1） 建物・設備の安全対策 5
① 人が常駐する場所の耐震措置 5
② 設備の耐震措置 5
③ 水害対策 5
（2） 電気が止まった場合の対策 5
（3） ガスが止まった場合の対策 6
（4） 水道が止まった場合の対策 6
① 飲料水 6
② 生活用水 6
（5） 通信が麻痺した場合の対策 6
（6） システムが停止した場合の対策 7
（7） 衛生面（トイレ等）の対策 7
① トイレ対策 7
② 汚物対策 7
（8） 必要品の備蓄 7
（9） 資金手当て 8
3. 緊急時の対応 8
（1） ＢＣＰ発動基準 8
（2） 行動基準 9
（3） 対応体制 9
（4） 対応拠点 9
（5） 安否確認 10

① 利用者の安否確認 10
② 職員の安否確認 10
（６） 職員の参集基準 10
（７） 施設内外での避難場所・避難方法 10
（８） 重要業務の継続 11
（９） 職員の管理(ケア) 12
① 休憩・宿泊場所 12
② 勤務シフト 12
（１０） 復旧対応 13
① 破損個所の確認 13
② 業者連絡先一覧の整備 13
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応） 13
4. 他施設との連携 14
（１） 連携体制の構築 14
① 連携先との協議 14
② 連携協定書の締結 14
③ 地域のネットワーク等の構築・参画 14
（２） 連携対応 15
① 事前準備 15
② 利用者情報の整理 15
③ 共同訓練 15
5. 地域との連携 15
（１） 被災時の職員の派遣 15
（２） 福祉避難所の運営 15
① 福祉避難所の指定 15
② 福祉避難所開設の事前準備 16
6. 通所系・固有事項 16
＜更新履歴＞ 17

1. 総論

（１） 基本方針

施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載する。

(1) 利用者の安全確保は、障がい児に対するサービスの提供を行うことを認識すること。
自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、利用者の安全を確保することを最優先とする。そのためその対策が何よりも重要となる。

(2) サービスの継続
自然災害発生時にも、可能な限り福祉サービスの提供を継続することを基本方針とする。
そのためにも、継続できるよう準備を入念に進めることが必要である。
そして、自力でのサービス提供または、他所で支援を行う場合や万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされた場合はの双方についての利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進める。

(3) 職員の安全確保
災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境も過酷になることが懸念される。したがって過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることとする。

(4) 地域への貢献
障害児通所施設事業所の社会福祉施設として公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設の持つ機能を活かして地域への貢献をするのも重要な役割とする。

＊法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。

（２） 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

主な役割	部署・役職	氏名	補足
全体指揮　災害対策　検証委員会委員長	管理者	木村　奈美枝	
現場統括　安全確保　検証委員会委員	児発管	関水　真実	
避難誘導　連絡・記録	保育士	小澤　亜由美	
衛生・医療　手当	パート保育士 作業療法士	秋山　仁美 及川　舞子	
補助	パート保育士	本間　香織	

（３） リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

施設・事業所等が所在するハザードマップ等を掲載する（多い場合は別紙として巻末に添付する）。

当事業所が所在する地域について、横須賀市が公表するハザードマップ（地震、風水害、土砂災害等）を確認し、災害リスクの把握に努めています。
これを踏まえ、避難方法や職員配置等の検討を行っている。
2026 年 9 月に発生した台風による土砂崩れが付近で起きました。それを踏まえ対応対策として、状況の把握や事業所自体のその日の運営も早期の判断をすることが重要となる。

※巻末資料として横須賀市災害リスクマップ
　出典：横須賀市公式ホームページ

② 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

地震
・建物倒壊、外壁やガラスの破片の落下
・建物内天井材の落下、物品の落下・火災の発生
・ライフラインの停止
・通信手段の途絶
　など
風水害
・雨漏り・強風等による建物の損壊や避難経路の遮断
・ライフラインの停止
・通信手段の途絶
　など
土砂災害
交通被害
道路：渋滞の可能性
　など

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
（電力）	自家発電機 →		復旧	→	→	→	→	→	→
電力	ポータブル電源		復旧						
ＥＶ	ポータブル電源		復旧						
飲料水	備蓄			共助と復旧を待つ					
生活用水	復旧を待つ								
携帯電話	電池式モバイルバッテリー		復旧						
メール	テザリング		復旧						
トイレ	携帯トイレ		復旧						

（４） 優先業務の選定

① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所等では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

当法人は、児童発達支援及び放課後等デイサービス「ハグの木」のみを運営しているため、当該事業所を優先事業とする。ただし、災害等によりライフラインの復旧後とする。安全確保が困難な場合は、一時的に通所を休止し、児童、職員の安全確認と情報連絡を最優先に行う。

＜優先する事業＞

（１）児童発達支援事業

（２）放課後等デイサービス事業

＜当座停止する事業＞

（１）イベント・体験活動（外出を伴う行事）

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

優先業務	必要な職員数	
	午前	午後
直接支援	2 人	2 人

（５） 研修・訓練の実施、ＢＣＰの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

・避難訓練の方針と概要について

事業所での避難は、施設利用時の被災を想定することになるので、避難行動については限定的なものになるが、第一に利用児の生命の安全を最優先にした訓練を行います。災害発令時に事業所が開所していないことも予想されるため、啓発訓練時に避難生活での心構え等について、利用児にわかりやすく伝えることも重要と考える。

・避難訓練実施について

啓発：毎月

日常の療育や活動の中で、毎月初歩的な防災訓練や声かけを積み重ね、災害時に落ち着いて行動できる力を養っていく。

防災訓練時には、防災頭巾や子ども用ヘルメットを着用し、職員の指示に従って安全に身を守る方法を身につけられるよう指導する。

実演：年 2 回

避難誘導、安否確認、保護者への連絡等の役割確認をし、災害時に円滑な対応が出来るよう訓練をする。

・災害伝言ダイヤル（171）訓練について

原則月に１回程度、職員および保護者を対象に災害伝言ダイヤルの利用訓練を実施する。実際に伝言の録音・再生を行い、災害時に円滑な安否確認ができるよう周知を図る。

・利用児引き取り訓練について

年に１回程度、災害発生を想定した保護者への引き取り訓練を実施する。保護者への連絡、本人確認、引き渡し記録の作成までを一連の流れとして確認し、課題を検証して改善につなげる。

・食中毒予防研修について

年 1 回以上、職員を対象に職中毒予防研修を実施する。手洗い・手指消毒、食品の衛生管理、嘔吐物処理方法および感染拡大防止策について確認し、衛生管理意識向上と安全な事業運営に努める。

＊訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② ＢＣＰの検証・見直し

評価プロセス（検証委員会で協議し、責任者が承認するなど）や定期的に取組の評価と改善を行うことを記載する。

検証として、避難訓練実施後に報告書を作成し、後日行われる管理者会議で協議会を行い、運営責任者が実施手法について承認を行う。また、協議の際に発言された内容について研究および検証を行い、必要があれば BCP の見直しをすることにより、利用時の安全を確保する。

＊継続してＰＤＣＡサイクルが機能するよう記載する。常時の対応

（１） 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
児童発達支援 放課後等デイサービス ハグの木	建築基準法上の基準を満たしている。1984 年 11 月建設	横須賀市林 5-11-9

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
事務用機器	転倒・落下防止滑り止めマット	
窓・開口部	開閉防止対策（補助鍵） 不用意な開閉防止	
窓ガラス	飛散防止のためシート張り	
ロッカー等	転倒防止の対策	
消火器の設置	１F/２F/3F　各１	
避難経路	掲示	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

水害対策

対象	対応策	備考
施設周辺	浸水の危険性を定期的に確認する	

（２） 電気が止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
照明	電池式ランタン
携帯電話	電池式モバイルバッテリー
空調　防寒	アルミシート
冷蔵庫・冷凍庫	開閉を控え、保冷剤を活用
トイレ	災害用トイレの活用
他	ポータブル発電機

（３） ガスが止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
湯沸かし器	

（４） 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活用水の確保を記載する。

① 飲料水

被災時に備え、利用児童および職員分の飲料水を備蓄している。
1 名/1 日/1ℓ×定員 10 名、職員 4 名×5 日分/70ℓの備蓄
※持ち出す可能性も考慮し、500mℓで用意
　定期的に賞味期限の確認を行う

＊備蓄の場合は、備蓄の基準（2 ﾘｯﾄﾙペットボトル●本（●日分×●人分）などを記載）

② 生活用水

期限切れの飲料水の活用。

＊貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

（５） 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→　携帯電話／携帯メール／ＰＣメール／ＳＮＳ等

（６） システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する（手書きによる事務処理方法など)。

・ 浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

・ データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

PC,プリンターの電源を確保できれば良いが、アプリが使用できない場合は手書きで記録をのこし、復旧を待つ。

（７） 衛生面（トイレ等）の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

① トイレ対策

【利用者】

トイレの使用は非常用簡易トイレを使用（100 回分）する。

【職員】

利用児童と同様

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

衛生面を考慮して、野外のゴミ箱に保管。

（８） 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する)。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水	70ℓ	5 年	非常用持ち出し袋 キッチン	児発管
非常食	240	5 年	非常食持ち出し袋 キッチン	
非常食羊羹	60	5 年	非常食持ち出し袋 キッチン	

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
絆創膏	30		指導室	児発管
クーリング剤	10		キッチン	
冷えピタ	30		キッチン	

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
電池式ランタン	2	出入口	保育士
ソーラー式電気	1	出入口	
ガスコンロ	1	キッチン	
カセットボンベ	5	キッチン	
電磁調理器	1	キッチン	
電気ポット	1	キッチン	

（9） 資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

火災保険 緊急対策費として運営費の用意

＊地震保険の保険契約については地域によって制限がある。

3緊急時の対応

（1） ＢＣＰ発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けて BCP を発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

・震度 5 強以上の自信が発生した場合

・震度 5 弱以下でも下記に該当する場合

建物・設備に被害が生じた場合

近隣の交通機関が停止し、利用者および職員の安全確保が困難と判断される場合

ライフラインが停止した場合

【津波による発動基準】

・各省庁、横須賀市より津波警報が発令された場合

・津波注意報であっても、施設管理者が危険と判断した場合

【水害による発動基準】

・大雨、洪水警報、土砂災害警報等が発令された場合

・浸水、冠水等により、利用者および職員の安全確保が困難と判断される場合

※水害が事前に予測できる場合は、休所、早期帰宅、避難を目的とし BCP を発動する。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
児発管　関水	保育士　小澤	保育士　秋山・及川・本間

（２） 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

利用児と自分の生命を守る行動を心がける

（３）対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

１）情報班…管理者

・行政や外部機関と連絡を取り、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、自発管に共有する。

・利用児家族榎野連絡

２）消化班…常勤者、パート

・地震発生直後に火元の点検を行い、客家の防止に努める。

３）応急物資班…常勤者、パート

・非常用袋の職員への配布

４）安全指導班…常勤者、パート

・安全確保の利用児に対しての防災頭巾、ヘルメットの起用を促し避難誘導を行う。

５）救護班…常勤者、パート

・負傷者の救出、応急手当、クリニックへの搬送を行う。

６）地域班…児発管

・地域住民や救護活動、ボランティア受け入れの体制整備や対応を行う。

（４）対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第１候補場所	第２候補場所	第３候補場所

ハグの木 林 5-11-9	武山小学校 太田和 3-1-1	林町内会館

（５）安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成)。
なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

【安否確認ルール】
利用児は１階にいるので、職員全員で安否確認をする。

【医療機関への搬送方法】
内田こどもクリニックが提携医院なの電話が使える場合指示を仰ぎ、搬送する。
送迎者が使えない場合は、救急病院へ救急車で移送する。

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成)。
（例）携帯電話、携帯メール、ＰＣメール、ＳＮＳ等

【施設内】
１階、２階で職員の安否確認をする。

【自宅等】
職員との LINE 連絡網で安否確認をし、連絡がつかない職員には個別に確認をする。

（６） 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

・常勤職員は自宅が被災していない場合、参集となる。
その場合、道路の寸断等の事由また、職員事態に危険が及ぶ場合はその限りではない。

（７）施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第１避難場所	第２避難場所
避難場所	２階 窓際を避け柱・壁が多い場所	内階段付近
避難方法	防災頭巾またはヘルメットを着用し、壁一列になる	

【施設外】

	第１避難場所	第２避難場所
避難場所	近隣公民館	富浦公園（水害以外）
避難方法	周辺の状況を確認し、安全を確保し徒歩での移動	周辺の状況を確認し、安全を確保し徒歩での移動

（８） 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（ライフラインの有無など）と職員の出勤率と合わせて時系列で記載すると整理しやすい)。

発生当日
職員数４名、飲料水、非常食、衛生用品等/在庫 100%
ライフライン：停電・断水発生
業務基準：利用児を無事に帰宅させる

発生後１日
職員数３名、在庫量 95%
ライフライン：停電・断水
業務基準：一部送迎を制限

発生後２日
職員数４名、在庫量 90%
ライフライン：停電・断水
業務基準：ほぼ通常、一部休止

（９） 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
キッチン・事務室	相談室

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】
震災発生直後に職員が長時間帰宅出来ず、長時間勤務となる可能性はないが、参集した職員の人数により職員の体調、負担に配慮し勤務体制を組むよう柔軟に取り扱うこととする。

復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

＜建物・設備の被害点検シート例＞

対象		状況（いずれかに〇）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	階段	利用可能／利用不可	
	電気	通電　／　不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
建物・設備（フロア単位）	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
武山電機	046-856-0606	電気器具
おきなみ不動産	046-884-9010	設備全般
ガスや	046-834-1400	
ダブルバンク	042-402-2828	HP 保守管理

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信する。公表のタイミング、範囲、内容、方法などは慎重に精査する。

4. 他施設との連携

（1） 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

放課後等デイサービス　みうらんど　046-807-0464
希望の光　046-857-1367

施設
施設の使用が困難になった場合、近隣施設と協議の上利用者の一時的な受け入れなどを協議する。

情報
災害発生時は、他施設と被災状況や運営状況について情報共有を行い対応方針を協議する。

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

機を見て連携が出来るよう努めます。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
放課後等デイサービス みうらんど	046-807-0464	一時的な利用児受入れ
希望のひかり	046-857-1367	一時的な利用児受入れ

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
内田こどもクリニック	046-857-1330	協力医療　小児科

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
横須賀市障害福祉課	046-822-8248	
青少年育活動地域連合会		地域活動

（２） 連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

法人内での役割分担および情報共有体制を明確化するとともに、横須賀市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、災害時における利用児、職員の安全確保と早期の事業再開を見据えた運営体制の強化を図る。

② 利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

業務支援アプリ（HUG）および事業所所有の携帯端末により適切に管理しており、必要最低限の利用者情報を確認できる体制を整えている。

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

現時点では共同訓練は未実施ではあるが、平時からの連携を重視し、今後、関係機関と協議の上、災害時の対応を想定した訓練の実施を考えていく。

5. 地域との連携

（１） 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

災害時に、公的な対策本部の要請があれば対応していく。

（２） 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、

受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

福祉避難所としての指定は受けていないが、利用児童家族、近隣のお年寄りからの要請で利用の要請があればその都度、対応していきたい。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

福祉避難所の指定はないが、災害時地域の関係機関から要請があった場合に備え、必要な物資の確保や施設内の安全確認について準備確認を行うようにしている。 受入れにあたり自施設の職員体制を基本とし関係機関と連携し支援人材、ボランティアの協力が得られる体制について検討する。

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】 利用児の健康状態や配慮事項について日常的に把握し、業務支援アプリ（HUG）にて情報管理を行っている。 また、定期的に避難訓練を実施し 2 階での基本避難所とする等施設特性に応じた安全確保体制を整備している。 保護者とは連絡体制を確立し、緊急時には速やかに連絡、情報共有が行われる体制を整えている。 【災害が予想される場合の対応】 災害の予報時は気象情報の確認の上必要に応じて営業時間の短縮や臨時休所恵御検討する。 送迎については安全を最優先し危険が予測される場合は中止する。 事前に保護者への連絡を行い、早期帰宅や自宅待機について協議の上対応する。 【災害発生時の対応】 利用児、職員の安全確保を最優先し職員の指示のもと、施設内を点検し安全な場所へ速やかに避難誘導する。保護者へ安否商況を連絡し帰宅が可能な場合は送迎を行い引き渡しを行う。帰宅困難な場合は施設内にて待機し関係機関と連携しながら比喩様な支援を行う。

＜更新履歴＞

更新日	更新内容	更新者
2025 年 11 月	新規作成	
2026 年 2 月	連携関係構築	木村奈美枝
2026 年 8 月	BCP の見直し（検証委員会の設置、災害伝言ダイヤル訓練、利用児引き取り訓練および食中毒予防研修を追加）	木村奈美枝
2026 年 10 月	BCP の見直し 保育士の入れ替え 9 月の台風による土砂崩れ等の被害状況による対応の見直し	木村奈美枝